宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和７年10月３日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社コア・ハウジングシステム　②東京都知事⑷84939　③代表取締役　布施久美子　④東京都品川区東五反田５―28―11―806　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都品川区東五反田５―28―11―806　株式会社コア・ハウジングシステム　代表取締役　布施久美子

①ふるさと企画　②京都府知事⑸11307号　③市岡辰也　④京都府船井郡京丹波町蒲生堂ノ上39―４　⑤1000万円　⑥京都府知事　⑦京都府船井郡京丹波町蒲生堂ノ上39―４　ふるさと企画　代表者　市岡辰也

①株式会社エスアンドエス企画　②大阪府知事⑸46047　③代表取締役　梅原鎮宇　④大阪府大阪市西成区花園北２―11―26　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府大阪市西成区花園北２―11―26　株式会社エスアンドエス企画　代表取締役　梅原鎮宇

①ＴＯＭＯエステート　②山口県知事⑴3718　③大森孝志　④山口県宇部市東岐波108―４　⑤1000万円　⑥山口県知事　⑦山口県宇部市東岐波108―４　ＴＯＭＯエステート　大森孝志

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

令和７年10月３日

東京都千代田区紀尾井町３番30号
公益社団法人不動産保証協会

記

年度番号	商号又は名称	免許証番号	(代表者の)氏名	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
令７不保704	株式会社ユーリン	国土交通大臣⑴9653	代表取締役 寺尾のぞみ	東京都大田区西蒲田５―19―14	1500万円
令７不保705	株式会社ＴＲＩＯＮ建設	国土交通大臣⑴10514	代表取締役 国本将之	北海道札幌市中央区南10条西10―１―20	1500万円